

# 議会調査レポート

第28号

## 他都市の議員提案政策条例について

はじめに

- 1 議員提案政策条例の概要
- 2 他都市の特色のある議員提案政策条例
- 3 議員提案政策条例の成立状況

おわりに

令和3年3月

福岡市議会事務局

## 目次

	(頁)
はじめに .....	1
<b>1 議員提案政策条例の概要</b>	
(1) 定義 .....	2
(2) 法的根拠 .....	2
<b>2 他都市の特色のある議員提案政策条例</b>	
(1) 富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例 .....	4
(2) 宮崎市深夜における花火の規制に関する条例 .....	6
(3) 鳥取県債権回収計画等に関する条例 .....	8
(コラム) 議員提案政策条例の類型 .....	10
(4) その他特色のある議員提案政策条例 .....	12
<b>3 議員提案政策条例の成立状況</b>	
(1) 政令指定都市における成立状況 .....	20
(2) 福岡市における成立状況 .....	21
おわりに .....	24

## はじめに <sup>1</sup>

地方議会は、憲法第 93 条第 1 項の議事機関として、地方自治法第 89 条の規定により地方公共団体に置かれるものであり、その機能としては、意思決定機能、行政監視機能、政策立案機能が挙げられる。

このうち、政策立案機能については、一般質問による政策提言や修正案の提出等に限らず、条例案の提出によっても発揮されるものであり、条例の意義や有用性として以下の点が挙げられる。

- ①市民の代表である議会、議員によって制定されるため、強い正統性がある
- ②実効に必要な予算、組織・人員体制が措置されやすい
- ③多くの利害関係者が関わって作られることから、内容の精度が高まる
- ④強い広報力がある
- ⑤首長や議員が変わっても残っていく

これらについては、首長の提案によるもの、議員の提案によるものを問わず、その両方に共通するものであり、福岡市における議員提案政策条例もこれらの効果を狙って提案されてきたものと考えられる。

福岡市議会事務局では、過去、議員提案政策条例について、その概要や策定するに当たって必要な作業等について調査し、平成 27 年 9 月に議会調査レポート第 15 号として発行したところである。本調査レポートは、その続編として位置付け、主に、他都市において近年立案された議員提案政策条例のうち、福岡市議会においても参考になるものとして、その内容や立案過程、制定後の効果等の観点から特色のある条例について調査し、概要等を紹介するものである。調査にご協力頂いた各都市の議会事務局の皆さまには、この場を借りてお礼申し上げます。

今回の調査を通じて改めて認識したものであるが、各都市において議員提案政策条例として、他都市ではまだ取り扱っていないような事項に関する先進的なものや、タイムリーな社会問題に対応するためのもの、地域特有の政策課題を解決するためのものなど、上記の条例の意義や有用性の観点から効果的と考えられる様々な条例が制定されており、議員提案政策条例については、その意義や有用性がさらに高まり多様化していくものと考えられる。本調査が議員の調査研究の一助になれば幸いである。

---

<sup>1</sup> 津軽石昭彦（令和 2 年）『「生きた」議員提案政策条例をつくろう』第一法規 p. 132

吉田利宏（令和元年）『条例を作る・活かす―議会力を高めるために―』株式会社中央文化社 p. 66

松下啓一・今野照美・飯村恵子（平成 23 年）『つくろう議員提案の政策条例』萌書房 pp. 36-37

## 1 議員提案政策条例の概要

議員提案政策条例の概要については、議会調査レポート第 15 号 2～6 頁に定義、法的根拠、条例で定めることができる範囲、議員提案政策条例で定めることができる範囲、罰則・適用範囲、議員提案政策条例の類型、議員提案政策条例の検討主体について詳しく記載しており、詳細はそちらをご参照願う。

ここでは、定義と法的根拠について改めて述べる。

### (1) 定義<sup>2</sup>

地方分権の一層の推進を図る観点から、平成 13 年 7 月に国が立ち上げた地方分権改革推進会議において、政策条例は「議会や議員の身分等に関する条例以外の政策的な行政関連条例」と定義されている。なお、「議会や議員の身分等に関する条例」の例として、議員定数、議員報酬、議会の情報公開、資産公開、政務活動費、議会事務局組織に関するものが挙げられる。

上記定義に準拠すれば、議員提案政策条例とは、「議員が提出する、議員定数、議員報酬、議会の情報公開、資産公開、政務活動費、議会事務局組織等に関する条例以外の、政策的な行政関連条例」と定義付けることができるが、より平易な言葉で換言すると、「議員が提出する、議会運営や議員の身分に係る条例以外の、市民の暮らしに直接関係する市の施策に関する条例や、議会の執行機関への監視機能の強化に関する条例」と言うことができる。

### (2) 法的根拠<sup>3</sup>

議員による政策条例を含む条例の議会への提出権は、地方自治法（以下「法」という。）第 112 条第 1 項において認められている。

この権利は、昭和 22 年の地方自治法制定時より認められており、制定当初は議員 1 人による議案提出権が認められていたが、昭和 31 年の同法改正時に、「議員定数の 8 分の 1 以上の者の賛成」という制約が加えられた（法第 112 条第 2 項）。その後、地方分権一括法による改正（平成 12 年 4 月 1 日施行）によって「議員定数の 12 分の 1」に条件が緩和された。

この「12 分の 1」は議員定数に対するものであるため、欠員の有無は問われない。また計算上端数が生じた場合は、切り上げて計算される。福岡市議会（定員 62 人）の場合、 $62 \times 1/12 = 5.166\cdots$  となり、6 人以上の議員の賛成者（提出者を含む。）がいれば、提出が可能となる。

なお、提出時に「12 分の 1」以上の賛成者を要していれば足り、提出後に賛成の取消・辞職・失職があり「12 分の 1」の要件を満たさなくなったとしても、提出後の審議には影響しないと考えられている。

また、委員会による政策条例を含む条例の議会への提出権も、法第 109 条第 6 項の規定において認められている。

ただし、議員と委員会のどちらにも予算の提出権はない。

---

<sup>2</sup> 牧瀬稔（平成 20 年）『議員が提案する政策条例のポイント』東京法令出版 pp.14-15

<sup>3</sup> 松本英昭（平成 29 年）『新版逐条地方自治法 第 9 次改訂版』学陽書房 pp.426-431、pp.437-440

## 2 他都市の特色のある議員提案政策条例

### (1) 富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例

議決年月日：平成 29 年 2 月 15 日

施行年月日：平成 29 年 4 月 1 日

#### ① 条例の概要

ユニバーサル就労（様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある全ての人が自ら選択した仕事に従事することをいう。以下同じ。第 2 条第 1 号に規定。）の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び事業者団体の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、全ての市民が生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするもの。

ユニバーサル就労の推進体制の整備や、関係行政機関との連携などについて規定するとともに、ユニバーサル就労の推進に著しく貢献したものへの顕彰について規定している。

#### ② 立案に至った背景

平成 26 年 11 月に障害を持つ方たちの家族から 1 万 9386 筆の署名を添えて「ユニバーサル就労に積極的な企業の誘致及び支援を求める要望書」が市長に提出された。

以前から障害者就労等に力を入れている市外、県外の企業や、行政への視察を行う議員が多く、関心が高まっていたこともあり、この要望書提出に同席した議員を中心に、会派を超えた「富士市議会ユニバーサル就労推進議員連盟（32 人中 30 人が参加）」が発足した。この議連では、現状把握のため、市内外の障害者就労支援施設、一般企業及び関係行政機関を訪問、ヒアリング等の調査を行い、改めてユニバーサル就労の重要性を認識し、平成 27 年 11 月に市長に対しユニバーサル就労促進計画策定を提案した。

その後、市長から、早期のユニバーサル就労実現のために議会と当局の協働による事業提案の申出があったことを受け、協働して進める形となった。

議連において再度、ユニバーサル就労の基本的な考えを整理した結果、事業の円滑な実施には条例制定が必要であるとの声が多く挙がったことから、議連内で条例制定に向けて動き始め、本条例の立案に至った。

#### ③ 成立までのスケジュール

平成 27 年 11 月

・市長に「ユニバーサル就労促進計画検討・策定」への取組等を提案

平成 28 年 4 月

- ・議連総会で「(仮)ユニバーサル就労推進条例制定」を平成 28 年度の活動の柱に決定

平成 28 年 5 月～11 月

- ・議連内に「条例検討チーム」と「事業検討チーム」を設置し検討

※この間、行政側が設置した「ユニバーサル就労促進検討委員会（6 人）」と継続的に意見交換・検討

平成 28 年 11 月

- ・議会内に「ユニバーサル就労の推進に関する条例検討委員会」設置

平成 28 年 12 月

- ・議連から市長に 13 のモデル事業と予算化要望

平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月

- ・パブリックコメント実施

平成 29 年 2 月定例会

- ・本会議に上程され、可決

#### ④ 条例制定後の効果

条例制定により、既に市が取り組んできた生活困難者や就労困難者に対する事業を拡大した「生活困難者・ユニバーサル就労支援プロジェクト」の予算化のほか、既存の相談事業の流れなどを体系化し、多くの関係機関との連携・支援体制を構築することができた。平成 29 年度から始まった本事業は、当初の 14 事業から令和元年度には関連事業も含めて 42 事業に拡大した。

実績として、窓口となる「富士市ユニバーサル就労支援センター」等に平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間で 299 人が相談に訪れ、98 人の就労が実現している。

働きづらさがある全ての方を支援するために、独自に条例を制定し、誰もが働くことができる仕組みを整え、一人一人に合わせたオーダーメイドの支援を行っていることが評価され、令和元年度には、国のバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を受賞した。

#### ⑤ 特色のある点

就労困難者への就労支援に関する条例を制定している自治体は少なく、まず、その点に特色があることは言うまでもないが、その他に、市長からの申し出により、ユニバーサル就労推進について議員側と執行部が協働して進める形となり、議員側において条例制定の動きが始まったことや、条例で理念を定めるに留まらず、議員側で具体的な取組もセットで検討され、予算化要望がなされたこと、そして、その結果、執行部における具体的な取組の実施や拡大につながっており、これらについて特色がある。

## (2) 宮崎市深夜における花火の規制に関する条例

議決年月日：平成 26 年 3 月 14 日

施行年月日：平成 26 年 4 月 1 日（罰則については同年 10 月 1 日から施行）

### ① 条例の概要

深夜における花火について必要な規制を行うことにより、地域の静穏を保持し、及び市民等の安全で良好な生活環境を確保するとともに、市及び市民等が協働して、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするもの。

公共の場所において花火をする者の責務などについて規定するとともに、特別対策区域内での深夜の花火を禁止し、違反して花火を行っている者に対する中止等の勧告・命令や、命令に違反した者への罰則として、5 万円以下の罰金について規定している。

### ② 立案に至った背景

青島地域（市内沿岸地域）においては、深夜における花火等の騒音が以前から常態化しており、近隣住民等からの苦情が多く寄せられていた。

また、海水浴シーズンには、地元の N P O 法人による騒音等防止のための深夜の巡回が行われていたが、地元住民や観光客から多くの苦情が寄せられていた。

そのような中、深夜に花火を行う者に対し注意をするものの、法的な後ろ盾がないためか、花火騒音は減らず、その対応に苦慮している状況であった。

そこで、宮崎市観光・スポーツ振興議員連盟が中心となり、条例の制定によりこの問題を解決しようと協議を開始し、地元住民、地元自治会長、市の関係課、宮崎地方検察庁と協議を重ねながら、本条例の立案に至った。

### ③ 成立までのスケジュール

平成 23 年 12 月

- ・「宮崎市観光・スポーツ振興議員連盟」プロジェクトチーム（以下 P T）設置

平成 24 年 1 月

- ・ P T による第 1 回会議開催

平成 24 年 2 月～8 月

- ・ P T による現地調査
- ・ P T による地区意見聴取（青島地域振興協議会から意見聴取）
- ・ P T による先進地視察（鎌倉市他）
- ・ 議員連盟による青島地区住民公聴会開催
- ・ 議員連盟による現地調査

平成 24 年 9 月～12 月

- ・ P T による条例案文についての協議



平成 25 年 4 月

- ・ 検察庁との協議開始

平成 25 年 12 月～平成 26 年 1 月

- ・ パブリックコメント実施

平成 26 年 3 月定例会

- ・ 本会議に上程され、可決

※ P T による会議を計 18 回及び議員連盟による会議を計 5 回経ている。

#### ④ 条例制定後の効果

条例制定に伴い、行政による規制が必要であると認められた区域を深夜花火特別対策区域に指定し、平成 26 年度から平成 28 年度まで、周知看板の設置（13 基）や、区域内の商業施設・ホテルへの啓発ポスターの掲示及び啓発チラシの配布の依頼、警備会社への委託（苦情が多い 7 月～9 月の間、深夜のパトロール及び車両侵入禁止のためのカラーコーン設置を委託）といった事業を行った。

3 年間の運用を経て、同区域内での深夜における花火への苦情が減少したことから、深夜の花火禁止について市民への周知が進んだものと判断し、警備会社へのパトロール等の委託は終了した。

現在は、啓発ポスターのデザイン変更及び外国語版の作成を行うとともに、啓発ポスター、啓発チラシの協力事業者数を増やし、市内大学等への掲示協力依頼も行っている。また、夏休み期間中の週末の夜間帯に、車両進入防止のカラーコーンの設置を地元住民と地元消防団の協力により実施し、併せて周辺自治会、警察、市による啓発パトロールを実施するといった事業を継続している。

#### ⑤ 特色のある点

花火を行う場合の配慮義務については、福岡市においても、議員提案政策条例である、「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例」に規定しているが、地元住民の苦情が多く寄せられていた宮崎市では、特別対策区域内での深夜の花火を禁止し、条例に実効性を持たせるために罰則を規定するとともに、その罰則については、行政上の秩序罰である過料ではなく、より実効性が高い刑事罰である罰金を規定しているところに特色がある。

また、地元住民等の声を聴いた議員の提案により制定された条例であるが、執行部において、巡回や啓発等の事業が行われるとともに、状況に応じて事業の見直しが行われるなど、条例の目的を達成するための取組が継続して実施されているところにも特色がある。

### (3) 鳥取県債権回収計画等に関する条例

議決年月日：平成 25 年 3 月 22 日

施行年月日：平成 25 年 4 月 1 日

#### ① 条例の概要

県の債権（地方税法第 1 条第 1 項第 14 号に規定する地方団体の徴収金に係る債権を除く。以下同じ。）の回収を計画的に行うことにより、県の債権の管理の適正化を図ることを目的とするもの。

債権回収計画を策定し、当該年度の計画や、前年度の計画の達成状況等を議会に報告することなどについて規定している。

#### ② 立案に至った背景

立案当時、県の災害復旧工事に係る債権（約 10 億円）が、議会に十分な回収状況等の説明がないまま時効消滅した事案が発生し、県議会の代表質問等において、「多くの県民は様々な事情を抱えながらも真面目に納税をされているにもかかわらず、県の多額の債権が状況も分からないまま消滅してしまうことはあってはならない」という議論が起こった。

これに対し執行部は、現行法令の枠内で債権管理・回収を行っており、回収不能時の時効消滅についても執行部に裁量の余地があるわけではないというスタンスであり、執行部自らが何らかの制度改正に向かう動きが見受けられなかった。

そこで、執行部が行うべき債権回収の途中経過について、議会が監視機能を持つべきであるという結論へと議会内での議論が収斂していき、本条例の立案に至った。

#### ③ 成立までのスケジュール

平成 21 年 2 月定例会

- ・ 税外未収金に関する一般質問

平成 24 年 2 月定例会

- ・ 税外未収金の不納欠損処分に関する代表質問

平成 24 年 6 月定例会

- ・ 政策調整会議（協議調整等の場）において、「債権の回収状況等について議会への継続的な報告を求める決議」案の検討が行われたが、決議は提案せず、次の定例会以降に条例案を提案することで主要会派が合意

平成 25 年 2 月定例会

- ・ 政策調整会議にて条例案の逐条協議及び執行部からの意見聴取が行われ、条例について主要会派が合意
- ・ 議会運営委員会にて、議員提出議案として条例案報告
- ・ 本会議に上程され、可決

#### ④ 条例制定後の効果

条例制定に伴い、税外未収金の債権回収状況について執行部から議会への年次報告と公表が義務付けられ、県による債権管理の適正化と県民に対する説明責任が果たされるようになった。

決算審査特別委員会においては、債権回収の計画と達成状況に関する報告と審査が常例となり、令和2年度においては執行部の提案により、債権の管理により収集した情報の利用等を規定した条文を追加する改正が行われるなど、実務としても定着した。

#### ⑤ 特色のある点

多くの自治体において、債権管理の適正化を図ること等を目的にその手続や基準を定めた、いわゆる債権管理条例が制定されており、本条例と同じく債権回収計画の策定等を規定したのも見受けられるが、多くが執行部の提案により制定されたものである。

本条例は、執行部が行うべき債権回収の途中経過について、議会が監視機能を持つべきという結論から、その手段として議員提案政策条例という手法を用い、執行部に対し債権回収計画の策定と議会への報告等を義務付けたものであり、その点に特色がある。

## (コラム) 議員提案政策条例の類型<sup>4</sup>

議員提案政策条例の定義については、先に述べたとおりであるが、条例の内容や、条例の目的を達成する方法に着目した場合、その性質に応じて、下記の類型に分類できる。

### ① 誰に向けたものか

#### 【自治体完結型条例】

自治体が自らを律し、あるいは負担を負うことを内容とする条例。市民の参加・協力が不要で、自治体内部だけでできるもの。基本的には、条例制定に当たって、執行部との調整のみで足りる。

先に紹介した条例のうち、鳥取県債権回収計画等に関する条例がこれに該当する。

この条例は、執行部の義務を定めているものであり、市民等の自治体外部については、特に定めはない。

#### 【社会働きかけ型条例】

市民や企業に働きかける条例。市民・企業の協力・参加が必要なものであるが、参加・協力の程度は、それが不可欠のものから、消極的参加や協力で足りるものまで幅がある。

先に紹介した条例のうち、富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例及び宮崎市深夜における花火の規制に関する条例がこれに該当し、どちらの条例も、目的を達成するためには、条例の周知や事業の実施において、市民・企業の参加・協力が不可欠である。

そのため、条例の制定段階において、富士市では、パブリックコメントが、宮崎市では、関係者からの意見聴取やパブリックコメントが行われ、どちらの条例も制定に当たって、関係者の意見を収集するための手続を行っている。

### ② 実効性の有無

#### 【理念・宣言型条例】

目的や理念を宣言した条例。普及・啓発手法が中心の条例。

先に紹介した条例のうち、富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例が、具体的な事業や施策の規定がないことから、これに該当すると考えられる。

ただし、推進体制等が規定されていることから、完全な理念・宣言型ではないが、どちらかというとな理念・宣言型に属すると考えられる。

理念・宣言型条例の場合は、制定することによる宣伝効果を重視し、具体的な施策が実行されないものもあるが、富士市ユニバーサル就労の推進に関する条例については、立案過程において、執行部と意見交換しながら具体的な事業の検討も議員側でなされるとともに、制定後の取組につながっており大変参考になるものである。

### 【実効型条例】

実効性を追求した条例。誘導・支援手法、規制・指導手法が中心の条例である。

先に紹介した条例のうち、宮崎市深夜における花火の規制に関する条例及び鳥取県債権回収計画等に関する条例がこれに該当すると考えられる。

宮崎市深夜における花火の規制に関する条例については、深夜の花火を規制し、違反者への勧告・命令や命令違反者には、刑事罰である罰金を規定することにより、実効性を確保するとともに、併せて、巡回や啓発等の事業を継続的に実施することにより深夜における花火への苦情の減少という効果につながっている。

鳥取県債権回収計画等に関する条例については、執行機関へ債権回収計画作成と議会への報告の義務付け等により実効性を確保しており、議会の監視機能の強化と、実務の定着という効果につながっていると考えられる。

いずれにしても、条例の制定が、執行部における継続した取組につながり、条例制定の目的が達成されているものである。

### 《具体的施策等の重要性》

制定した条例を効果的なものとするためには、どのような類型のものであっても、条例制定の目的を達成するために、具体的な施策や取組が継続して行われることが重要であると考えられる。そのため、そのことが担保されるよう、立案段階において制度設計をしておくことや、必要に応じて関係者等との調整を行うなどしておくことが必要と考えられる。

前述の3つの条例は、類型はそれぞれ異なるものであるが、立案段階において制度設計や関係者との調整が的確になされており、その結果、効果的なものとなっていると考えられる。

<sup>4</sup> 松下啓一（平成22年）『政策条例のつくりかた』第一法規 pp. 12-14

#### (4) その他特色のある議員提案政策条例

その他特色のある議員提案政策条例について、その名称・概要等を紹介する。

都市名	名称・概要等	議決年月日
		施行年月日
足立区	足立区ながらスマホの防止に関する条例	R2.7.10
		R2.7.13
<p>ながらスマホ（スマホ等を操作し、又は画面を注視しながら歩行すること又は自転車に乗ることをいう。以下同じ。第2条第5号に規定。）が交通事故等を引き起こす可能性のある危険な行為であることに鑑み、公共の場所におけるながらスマホの防止について基本的事項を定めることにより、ながらスマホの防止に関する施策の推進及び意識の高揚を図り、もって安心して快適に通行し、及び利用することができる公共の場所の確保に資することを目的とするもの。</p> <p>区、区民等及び事業者の責務などについて規定するとともに、ながらスマホの禁止について規定し、また、公共の場所におけるスマホ等の操作は、他者の通行の妨げにならない場所及び状態で、行わなければならないと規定している。なお、罰則は規定していない。</p> <p>ながらスマホについては、条例制定以前より議会から執行部に対して、その危険性を指摘し対策について質疑を重ねてきたが、具体的な成果が得られているとは言えない状況が続いていたことから立案に至ったもの。</p>		
大分県	豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例	R2.7.1
		R2.7.8
<p>県、市町村及び関係機関が連携・協力し、人生会議（本人が希望する医療やケアなどを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかなどについて、自分自身で前もって考え、家族や友人、医療・介護従事者など、周囲の信頼する人たちと何度も話し合い、しっかりと共有する取組。国が普及啓発を進めている。以下同じ。）に関する普及啓発を広く推進することにより、人生会議に対する県民の理解を深めることを目的とするもの。</p> <p>普及啓発の推進等や人材の育成などについて規定するとともに、市町村及び関係機関の役割等について規定している。</p> <p>大分県は、これまで「健康寿命日本一」を掲げ、県を挙げた取組を進めてきたところであるが、より一層県民一人一人の人生の質を高め、全ての県民が豊かな人生を送ることのできる大分県を目指し、立案に至ったもの。</p>		

流山市	流山市新型コロナウイルス感染症対策条例	R2.6.12
		R2.6.19
<p>新型コロナウイルス感染症対策の強化を図り、市民等の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とするもの。</p> <p>市及び議会の責務や、市民等の役割などについて規定するとともに、市長が行う支援等について規定している。</p> <p>議長から議会運営委員会に対し、さらなる新型コロナウイルス感染症対策について諮問され、正副委員長の作成した議会全体の共通認識を基に、条例化してほしいという議長からの発言により、立案に至ったもの。</p> <p>この条例の失効については、附則に、「この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日限り、その効力を失う」と規定しており、本条例が不要となった際に、廃止条例を改めて立案する必要がないものとなっている。</p>		
埼玉県	埼玉県ケアラー支援条例	R2.3.27
		R2.3.31
<p>ケアラー（高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。以下同じ。第2条第1号に規定。）の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とするもの。</p> <p>ケアラーの支援に関する推進計画の策定や人材の育成などについて規定するとともに、民間支援団体等による支援の推進や、体制の整備について規定している。</p> <p>特定の会派のプロジェクトチームにおいて、調査・検討等がなされ、立案に至ったもの。</p>		

岡山市	岡山市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	R2.3.13
		R2.6.1
<p>岡山市では、平成30年7月豪雨災害の際、ペットを連れて避難所に来る人が多かったが、当時はペットを受け入れる避難所がなくて帰ってもらうケースが多く、ペットの受入れについて市民の要望があった。また、改正前の条例は、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的として制定されていたが、動物の愛護及び管理に関する法律が目的とする「人と動物の共生する社会の実現」のためには、侵害の防止を規定するのみならず、市、市民、事業者などが一体となって施策に取り組む必要があった。</p> <p>このような状況を踏まえ、動物と市民の調和のとれた共生社会（「動物共生社会」という。以下同じ。）を実現するため、議会で超党派の議員10名から成るプロジェクトチームを立ち上げ、議員提案条例の制定に向けて検討を進め、立案に至ったもの。</p> <p>動物共生社会を実現するため、新たに基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、災害時のペット避難所の設置など基本理念にのっとり市が行う施策等について規定している。</p> <p>新規制定を行う考えもあったが、既存の動物愛護条例との整合性や、動物の愛護及び管理に関する法律改正の動向を検討し、議論を重ねた結果、既存の条例の一部改正とすることとしたもの。</p> <p>なお、改正前の条例は、市長提案条例である。</p>		
栃木県	栃木県プラスチック資源循環推進条例	R2.3.9
		R2.3.10
<p>プラスチック資源循環の推進に関し、県の責務等を明らかにするとともに、プラスチック資源循環の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、プラスチック資源循環の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって循環型社会の形成並びに県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とするもの。</p> <p>プラスチック資源循環の推進に関する基本的な指針を定めることなどについて規定するとともに、基本的施策として廃プラスチック類等の発生の抑制や循環的な利用の促進等、また、推進体制の整備について規定している。</p> <p>アジア諸国のプラスチック資源の輸入規制や海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界的な問題となる中、栃木県としても、県内で排出されたプラスチック資源を適正に循環させることで、プラスチックごみを削減し、持続可能な社会を形成する必要があると考え、条例制定という手法はインパクトがあり、大きなPR効果も期待できることから立案に至ったもの。</p>		



大阪市	大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	R2.2.21
		R2.4.1
<p>大阪市放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育は、保護者に代わって留守家庭児童を預かる民設民営の事業として実施されており、改正前の条例では、1年につき291日以上開所する事業所に対して補助金が交付される一方で、開所日数が291日を1日でも下回ると補助金の交付対象とならないという状況があった。そのため、議員のもとに事業者から改正を求める要請があり、当該議員が、執行部と調整し、立案に至ったもの。</p> <p>開所日数について、自然災害、インフルエンザ等の感染症による小学校の臨時休業、その他児童の安全を守るため開所することが適当でないとして市長が認めるなどのやむを得ない事情が発生したことにより開所日数が291日を下回った事業所においても、補助金交付対象となるよう規定している。</p> <p>なお、改正前の条例は、市長提案条例である。</p>		
京都市	京都市交通安全基本条例の一部を改正する条例	R1.12.13
		R1.12.23
<p>近年、「あおり運転」による痛ましい事件が多発しており、社会問題化していることから、市会の常任委員会において委員より条例改正の提案がなされ、当該委員会で議論が行われ、立案に至ったもの。</p> <p>改正前の条文においては、「無謀な運転」として飲酒運転、無免許運転が例示されていたが、これらを「危険な運転」と改めるとともに、さらにあおり運転を例示に加えて規定している。</p> <p>なお、改正前の条例が、議員提案によって制定されたものであることに加え、委員会で条例改正が提案されたことを踏まえて、委員会提案となったもの。</p>		

仙台市	仙台市人と猫との共生に関する条例	R1.6.24
		R2.4.1
<p>飼い猫の適正な飼養及び飼い主のいない猫の適正な管理の推進に関し、市、飼い主及び販売業者の責務並びに市民等及び獣医師等の役割を明らかにすることにより、快適な生活環境を保持し、もって人と猫とが共生する社会の実現に資することを目的とするもの。</p> <p>仙台市においても飼い主のいない猫への対策に取り組んできたが、猫の適正な飼養方法に関する知識不足、地域猫活動への理解不足などに起因する問題が依然として発生しており、市動物管理センターに寄せられる苦情・相談件数も増加傾向にあることから、何らかの対応が求められていた。</p> <p>以上のような状況を踏まえ、市民の快適な生活環境を保持するとともに、「猫が好きな方も苦手な方も猫と共生することができる社会」を実現するため、立案に至ったもの。</p>		
神戸市	神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例	R1.6.5
		R2.4.1
<p>表現の自由その他の自由及び権利を保障する日本国憲法を尊重しつつ、外国人に対する不当な差別を解消するとともに、それぞれの文化を尊重し合い共に生きる多文化共生社会を構築するため、その取組について、基本的施策を定め、これを推進することを目的とするもの。</p> <p>市民の責務や、相談体制の整備、教育の充実等などについて規定するとともに、条例に基づく市の施策の実施状況の議会への報告について規定している。</p> <p>神戸市が世界に開かれた都市として、外国人に対する不当な差別的言動をはじめとするあらゆる不当な差別を解消することはもとより、全ての市民がそれぞれ文化を尊重し合い、共に生きる社会を構築することは、市民経済の発展と市民福祉向上のために極めて重要であることから、その推進のために立案に至ったもの。</p>		

静岡市	静岡市がん対策推進条例	H31. 3. 20
		H31. 4. 1
<p>がん対策基本法及び静岡県がん対策推進条例の趣旨を踏まえ、がん対策に関し、市民、保健医療関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民誰もが、がんへの理解及び知識を深め、予防や早期発見に努めるとともに、がん患者が尊厳を保ちつつ安心して暮らすことのできる社会を構築するための総合的ながん対策を推進することを目的とするもの。</p> <p>がんの予防の推進や、早期発見の推進、がん患者及びその家族等への支援などについて規定するとともに、静岡市がん対策推進協議会の設置や計画の策定、施策の実施状況の議会への報告について規定している。</p> <p>静岡県ががん対策条例を制定しているものの、市の施策が思うように進んでいないという議員からの問題提起があり、条例を制定している他都市においては、具体的な施策が進んでいる一方で、静岡市当局としては条例制定の動きがなかったため、市が推進している健康長寿のまちづくりや、SDGsにがん対策の計画が明記されていることから、立案に至ったもの。</p>		
桐生市	持続可能な開発目標(SDGs)を桐生市のまちづくりに生かす条例	H31. 3. 19
		H31. 3. 19
<p>国際社会の共通目標であるSDGsの理念を踏まえ、市民、関係自治体、民間企業、NPO等の広範で多様な主体及び関係者並びに市が、相互に連携し、パートナーシップを構築し、本市及び地域社会を取り巻く諸課題を統合的かつ横断的に解決することにより、持続可能なまちづくりを目指すことを目的とするもの。</p> <p>条例推進に当たっての理念や、市の責務、事業者及び関係団体、市民、議会及び議員の役割などについて規定するとともに、施策の基本方針や実施状況の公表及び情報発信について規定している。</p> <p>桐生市議会では、所管事務調査を推進しており、国連にて全会一致で採択したSDGsを推進することはできないかとの思いで、常任委員会の所管事務調査事項として選定し、桐生市のまちづくりに生かす形で条例化するための研究が行われた。</p> <p>制定当時、執行部はSDGsについて研究段階であり、具体的な施策を打ち出せていなかったため、議会が先立つ思いで委員会提出議案として立案に至ったもの。</p>		

神戸市	神戸市子どもを虐待から守る条例	H31. 2. 18
		H31. 4. 1
<p>子どもを虐待から守るための基本理念を定め、神戸市、市民、保護者及び近親者並びに関係機関等の責務を明らかにするとともに、市内から虐待がなくなるよう、虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの保護その他子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とするもの。</p> <p>情報の共有等や虐待を受けた子どもに対する保護及び支援等などについて規定するとともに、虐待の防止等に係る体制の整備や虐待の発生状況、市の施策の実施状況等についての議会への報告及び市民への公表について規定している。</p> <p>神戸市の児童虐待相談件数は、制定検討時、過去最も多い件数を記録するという危機的な状況であり、子どもへの虐待を全ての神戸市民が再認識し、地域や関係機関、そして全ての神戸市民が一体となって、子どもたちを虐待から守ることができる仕組みを作り上げていくことを目指していきたいとの思いから立案に至ったもの。</p>		
北九州市	北九州市官民データ活用推進基本条例	H29. 12. 8
		H29. 12. 20
<p>官民データの適正かつ効果的な活用(以下「官民データ活用」という。)の推進に関し、情報通信の技術の利用における安全性、公正性及び信頼性の確保とともに、個人及び法人の権利利益の保護を前提として、市における官民データ活用の推進に関する基本的な計画の策定、官民データ活用の推進のための体制その他の必要な基本的事項を定めることにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって官民データ活用により得られた情報を根拠として行われる効果的かつ効率的な市政運営、地域経済の活性化及び市内企業の振興並びに市民が安全で安心して暮らせる快適な生活環境の実現に寄与することを目的とするもの。</p> <p>協働による官民データ活用の推進や官民データ活用に関する調査及び研究などについて規定している。</p> <p>横浜市において、「横浜市官民データ活用推進基本条例」が議員提案により制定され、北九州市においても、少子高齢化の進展や人口減少等の課題を官民データや先端技術を活用しながら解決に取り組む必要があると考え、立案に至ったもの。</p>		

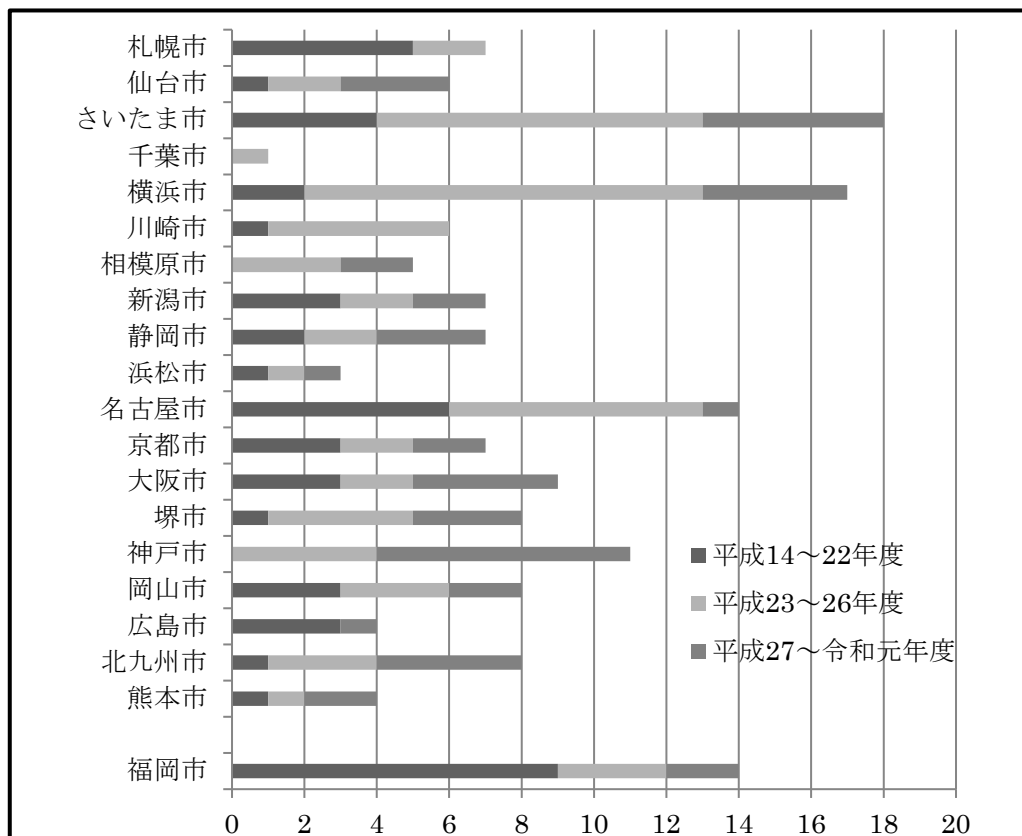
横須賀市	横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例	H29. 11. 30
		H30. 4. 1
<p>不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための措置に必要な事項を定めることにより、その状態の解消、予防及び再発防止を推進するとともに、堆積者（物の堆積等をするることにより、建築物等における不良な生活環境を生じさせている者（事業者を除く。）をいう。第2条第3号に規定。）が抱える生活上の諸課題の解決に向けた支援を行い、もって市民が安心して暮らせる快適な生活環境を確保することを目的とするもの。</p> <p>堆積者が、自ら不良な生活環境を解消することができるよう、その解消に必要な支援を行うことができることなどについて規定するとともに、支援をした場合においてなお、不良な生活環境が解消していないと認めるときは、指導、勧告を経て、公表及び代執行を行うことができると規定している。</p> <p>いわゆる「ごみ屋敷」については、ごみを処分し状態を解消させることも大切であるが、根本的な解決を目指すためにも、片付けるだけではなく、市と関係機関と地域住民とが連携して、一歩前に進んで手を差し出し、本人に寄り添った福祉的な支援を行っていくことを主眼に置くことが大切だと考えられる。そのような問題意識を持つ議員が多い中、横須賀市においても発生件数が増加傾向にあり、生活上の諸課題の解消による根本的な解決と再発防止を目的とした政策提案条例を策定するため、議会運営委員会において、委員からごみ屋敷対策検討協議会の設置提案があり、同委員会において協議会を設置し、立案に至ったもの。</p>		
高槻市	高槻市廃棄物処理施設の設置に係る手続の特例に関する条例	H29. 6. 22
		H29. 6. 23
<p>廃棄物処理施設が住民の生活環境に及ぼす影響の重要性に鑑み、廃棄物処理施設の設置に係る手続の特例を定めることにより、住民の生活環境の保全を図ることを目的とするもの。</p> <p>産業廃棄物処理施設のうち、焼却施設等の一定の廃棄物処理施設を対象に、設置しようとする事業者に対し、設置許可の申請書を提出する前に、住民の同意を得ることなどについて規定するとともに、申請書に当該同意書の写しを添付しないとき、市長は許可をしてはならないと規定している。</p> <p>このことから、事実上、設置許可の要件として、住民の同意を定めたものとなっている。</p> <p>近年の生活環境への関心の高まりに伴い、不安や不信感も高まっているため、特に環境負荷の高い産業廃棄物処理施設においては、合意形成に係る手続を制度化することで相互理解を促し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に示される生活環境の保全を図ることを目的に立案に至ったもの。</p>		

### 3 議員提案政策条例の成立状況

#### (1) 政令指定都市における成立状況

平成14年度～令和元年度の各政令指定都市の議員提案政策条例の成立件数(条例修正案等を除く)は以下の通りである。福岡市は14件となっており、各政令指定都市の中でも上位の成立件数を誇っている。

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市
7件	6件	18件	1件	17件
川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
6件	5件	7件	7件	3件
名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市
14件	7件	9件	8件	11件
岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
8件	4件	8件	14件	4件



(地方行財政調査資料「議員発議政策条例と議会基本条例の制定状況調べ(2019年度)」より)

## (2) 福岡市における成立状況

福岡市議会において、平成 10 年 1 月以降に提出された議員提案政策条例の提出数は 22 件であり、このうち 17 件が可決されている。可決された 17 件の条例の概要は以下のとおりである。

名称・概要		議決年月日
		施行年月日
①	福岡市議会議員の政治倫理に関する条例 議員及び親族の資産の報告等、市議会議員の政治倫理に係る責務等を定めたもの。	H10. 10. 1
		H11. 5. 2
②	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例 路上喫煙に過料を科すなど市民等の各種モラルの向上等を図るもの。	H14. 12. 18
		H15. 8. 1
③	福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例 ピンクちらしの掲示等に罰則を科し、ピンクちらしの根絶を図るもの。	H14. 12. 18
		H15. 3. 1
④	出資法人等の保有する情報の議会への提供等に関する条例 市の出資する法人が行う高額な契約の議会への報告義務等を定めたもの。	H16. 3. 26
		H16. 3. 29
⑤	福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例の一部を改正する条例（③の一部改正） 取締の実効性を高めるためピンクちらしの定義や禁止行為等を改めたもの。	H16. 3. 26
		H16. 5. 1
⑥	福岡市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例（①の一部改正） 政治活動に関する寄附の受領について資金管理団体も議員と同様の取扱いとするもの。	H17. 6. 22
		H18. 1. 1
⑦	福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例 市が定める各種行政計画について議会の議決や議会への報告等の義務を定めたもの。	H18. 6. 21
		H19. 5. 2

⑧	福岡市風俗関連の営業に係る勧誘、誘引及び客待ち等の防止に関する条例	H18. 9. 15
		H18. 12. 1
風俗関連の営業についての女性のスカウト行為や客の誘いかけ等に罰則を科したものを。		
⑨	福岡市議会議員選挙公報発行条例	H18. 9. 15
		H18. 9. 21
市議会議員選挙について選挙公報を発行するもの。		
⑩	福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例（修正可決）	H20. 3. 25
		H20. 7. 1
留守家庭子ども会事業に関して、基本利用料の有料化を維持しつつ、現在3年生までとなっている対象学年を6年生までに拡大するとともに（修正により、段階的拡大が可能となった。）、現在18時までとなっている利用時間を19時まで延ばすもの。（基本利用料を無料化し、利用時間を19時まで延ばす市長案への対案として提出されたもの）		
⑪	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部を改正する条例（②の一部改正）	H20. 6. 20
		H20. 6. 23
花火、爆竹、バーベキュー等を行う場合の配慮義務に関する規定を加えるもの。		
⑫	公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例	H22. 3. 26
		H22. 12. 28
生活交通の確保のため公共交通空白地等及び移動制約者に対する施策等を定めたもの。		
⑬	福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例（⑦の一部改正）	H24. 3. 27
		H24. 3. 29
地方自治法の改正に伴い、議決事件の対象から外れた基本構想を議決の対象に加えるもの。		
⑭	福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例	H25. 9. 25
		H26. 4. 1
空き家の倒壊等による被害防止のための適切な管理に資する事項等を定めたもの。		
⑮	ふくおかさん家 <sup>も</sup> のうまかもん条例	H26. 9. 16
		H27. 4. 1
市内産農林水産物とその加工品等の生産・加工・利用・消費を拡大し、関連企業の健全な発展や市民の健康で豊かな生活の向上を図るもの。		



	福岡市空家等の適切な管理に関する条例（⑭の全部改正）	H28. 12. 22
		H29. 4. 1
⑯	市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、空家等の適切な管理に関し、管理不全空家等に対する措置その他必要な事項を定めたもの。	
	福岡市観光振興条例	H30. 9. 14
		R2. 4. 1
⑰	観光振興に必要な事項等を定めるとともに、条例に基づく施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課することを定めたもの。	

## おわりに<sup>5</sup>

制定した条例を効果的なものにするためには、具体的施策や取組が継続して行われることが重要であることは、先に述べたとおりであり、特に議員提案政策条例の場合、いかにそのことを担保し、実効性があるものにするか課題になることが多いが、詳細を紹介した3つの条例は、その点において優れたものであり、今後の参考になるものと考えられる。

また、議員提案政策条例は新たに制定されるものが多いが、既存の条例の改正も課題を解決するための手法として有効な場合もある。本レポートでもいくつか一部改正条例を紹介したが、議員提案の条例だけではなく、市長提案の条例を改正した例もあった。

既存の条例の中には、現在の状況にそぐわないものもあり、そのような条例を見直し、改正することは、適正な行政推進のために必要であると考えられる。加えて、改正の内容によっては、制定当初の目的も含め、改めて周知啓発を行う機会にもなるといった効果も期待される。

条例を制定して課題を解決しようとする場合、新たに条例を制定するだけではなく、既存の条例を改正することにより課題解決を図ることも含めて、幅広く検討することも有効であると考えられる。

最後に、福岡市の議会事務局調査法制課のサポート体制について紹介する。

平成21年6月の「第29次地方制度調査会答申」において、議会事務局の補佐機能の強化が求められ、特に政策立案や法制的な検討、調査等に優れた能力を有する事務局職員の育成の必要性が指摘されたが、福岡市議会では、これより早く、平成11年10月から、議員立法の実務を経験させるため、衆議院法制局への職員派遣を実施（現在10人目の職員派遣を実施中）し、人材の育成に努めている。

これまでに議会事務局から派遣した職員は、派遣終了後、順次、議会事務局の調査法制課に配置され、国会議員の議員立法の補佐業務のノウハウを福岡市での業務に活かしており、福岡市の議員提案政策条例の成立に関しても大きく寄与しているところであり、今後も活用いただければと思う。

---

<sup>5</sup> 津軽石昭彦（令和2年）『「生きた」議員提案政策条例をつくろう』第一法規 pp. 16-17

— 議会調査レポート第28号 —

他都市の議員提案政策条例について

令和3年3月 発行

編集発行 福岡市議会事務局 調査法制課  
福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL 092-711-4749

FAX 092-733-5869